

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

和光市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、その承認を求める。

令和 4 年 5 月 24 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）等の施行に伴い、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて令和 4 年 3 月 31 日専決処分したので、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

和光市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和４年３月３１日

和光市長 柴崎 光子

和光市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

和光市長 柴崎 光子

和光市条例第8号

和光市都市計画税条例の一部を改正する条例

和光市都市計画税条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 （法附則第15条第15項の条例で定める割合） 2 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。 （法附則第15条第33項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第39項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 7（略） （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例） 8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、	附 則 （法附則第15条第16項の条例で定める割合） 2 法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 （法附則第15条第35項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第42項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 6（略） （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例） 7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、

当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9～17 (略)

18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

19 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

20 (略)

当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8～16 (略)

17 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

18 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

19 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の和光市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。